

## 第7号議案

春日市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定  
について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月24日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

# 春日市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、本市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。)の定めるところによる。

## (特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、府令に定める基準(府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)のとおりとする。

## (暴力団等の排除)

第4条 特定乳児等通園支援事業者(その者が法人であるときは、その役員)及び特定乳児等通園支援事業所の管理者は、次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 春日市暴力団排除条例(平成22年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- (2) 暴力団又は春日市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

## (過料)

第5条 正当な理由なしに、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。